事業所指定・許可更新チェック表

事業所番号：　　事業所名：　　サービスの種類：

分　類	項　　目	確 認	適 否
出書類	◎更新申請書・付表・添付書類がもれなく提出されているか。		

区　　分		訪問サービス 訪問介護	訪問入浴介護	訪問リハビリ	訪問看護	通所サービス 通所介護	通所リハビリ	福祉用具貸与	特定施設入居者生活介護	短期 生活介護短期入所	短期 療養介護短期入所	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	備　　考	確認	適否
①指定許可申請書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※施設と他サービスは別葉とする		
②付表	付表１	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	付表２	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	サービスごとに作成		
③従業員の勤務体制及び勤務形態一覧		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	サービスごとに作成		
④従業員の資格者証の写し		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
⑤自主点検表		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	申請日１年以内のもの		
⑥実地指導の結果及び報告書の写し		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	直近のもの		
⑦第三者評価の受診	【受診済】結果通知														※直近３年度以内		
	【未受診】申込書写し																
⑧誓約書　　様式１０		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	申請書ごとに必要		
⑨介護支援専門員の変更状況一覧									○			○	○	○			
⑩事業所の平面図（床面積がわかるもの）						○	○		○	○	○	○	○	○			

記載事項	◎記載事項はもれなく記入されているか。記載内容は適正か。		
更新申請書	・申請日は、期間満了日以前で提出になっているか。 ・申請者①所在地は、開設者の主たる事務所の所在地か。 ②代表者の職・氏名は、申請者の名前と一致しているか。 ③代表者の住所は、法人ではなく代表者の住所か。		
	・事業所名称は、付表１に記載された事業所名がもれなく記載されているか。 ※「別紙のとおり」でも可		
	・管理者の氏名は、直近に届出られている者と一致しているか。		
	・事業等の種類は、付表１に記載された種類がもれなく記載されているか。 ※「別紙のとおり」でも可		
	・現に受けている指定の有効期間満了日は、台帳情報と一致しているか。		
付表１	・指定日が同じ事業は、「更新申請する事業」欄にもれなく〇印が付されているか。 別日のサービスがふくまれていないか。（期間満了日ごとの更新が必要）		
	・「現在の指定日」は、同一所在地において行う事業者がすべて記載されているか。 ※みなしの事業は「みなし指定」と記載する。		
付表２及び添付書類			
	・「区分」欄に〇印が記入されているか。		
	・次の「区分」に該当する場合、必要な書類が添付されているか。 (1)介護支援専門員の情報：　〃　「あり」の場合 (2)適正なサービスの提供：②実地指導の有無　「あり」の場合 ③第三者評価の受診　「受診済、未受診」の区分の場合		
(1)介護支援専門員の情報	・「変更なし」の場合、体制一覧と台帳情報が一致しているか。		
	・「変更あり」の場合、変更届出書が提出されているか。		
(2)適正なサービスの提供	①自主点検表の作成 ・１年以内の自主点検において、取消事由に該当する不適正な事項はないか。		
	②実地指導の有無 ・指摘事項について、更新日までに是正が図られているか。 ・自主返還対象事業者の場合、返還指示に従い全額返還等を行っているか。		
	③第三者評価結果 ・第三者評価を受け、質の向上に努めているか。		
(3)施設設備の情報	・平面図記載の床面積は施設基準に適合しているか。 【設備に関する基準】 通所介護：**◎食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室** ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びにサービスの提供に必要な設備及び備品等		

分類	項目				確認	適否
			（１）食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は**３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上** （２）相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容は漏えいしないよう配慮			
		通所リハビリテーション	**◎サービスを行うのにふさわしい専用の部屋等** **３平方メートルに利用定員を乗じた面積以上** ※介護老人保健施設の場合は、当該専用の部屋等の面積に、利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに共用されるものに限る）の面積を加える。 ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びにサービスの提供に必要な設備及び備品等			
		短期入所生活介護	◎居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面設備、医務室、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室（併設事業所、空床利用の場合、併用可） （１）居室　定員４人以下、１人当たり 10.65 平方メートル以下 （２）食堂及び機能訓練室 それぞれに必要な広さを有するものとし、合計して３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上 （３）浴室　要介護者が入浴するのに適したもの （４）便所、洗面設備　要介護者が使用するのに適したもの （５）廊下幅　１．８㍍以上（中廊下２．７㍍以上） ※経過措置あり			
		短期入所生活介護（ﾕﾆｯﾄ型）	◎ユニット、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室 （１）ユニット　１の居室の定員は１名。 １人当たり 10.65 平方メートル以下 （２）共同生活室　１の共同生活室の床面積は２㎡に当該ユニットの利用定員を乗じて得た面積以上 （３）洗面設備、便所　居室ごと又は共同生活室ごとに適当数 要介護者が使用するのに適したもの （４）浴室　要介護者が入浴するのに適したもの			
		特定施設入居者生活介護	（１）介護専用居室 定員１人。処遇上、必要と認められる場合２人。 介護を行える「適当な広さ」 地階には設けない。 １以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下、広間に面す。 （２）一時介護室　介護を行える「適当な広さ」 （３）浴室　身体の不自由な者が入浴するのに適したもの （４）便所　居室のある階ごとに設置。非常用設備を設置。 （５）食堂　機能を十分に発揮しうる「適当な広さ」 （６）機能訓練室　機能を十分に発揮しうる「適当な広さ」 ※経過措置あり、一部設けないことも可。			
	（４）欠格事項に非該当等		・記載事項はもれなく記載されているか。			
	（５）従業者の勤務体制、勤務形態		・記載内容と添付書類「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」に記載された職種勤務体制（常勤専従、常勤兼務、非常勤専従、非常勤勤務の区分ごとの人数）は一致しているか。			
			・「従業者の勤務体制」及び勤務形態一覧表」			
			・ＡからＤは適切に記入されているか。			
			・単位に分けてサービスの提供が行われているサービスについては、単位ごとに一覧表を作成しているか。			
			・同一の者が４種類以上の職種を兼務していないか。			
			・職種欄は介護保険法上の職種名で記入されているか。			
			・資格証は、全員分が添付されているか。			
			・従業者の勤務体制の「人員基準」は適正に記載され、常勤換算人数は、人員基準を満たしているか。			
	（６）サービス費の請求に関する事項		・直近の届出情報（運営規程）と一致しているか。 変更している場合、変更届出書は提出されているか。			
			・「利用定員」 は、複数単位がある場合、単位ごとに記載されているか。			
更新申請後の状況	◎更新申請後、情報の変更があった場合に、変更届出書の提出があるか。					
	◎変更内容は、更新指定の基準に係るようなものでないか。					
その他	◎「介護サービス情報公表システム」において、情報を公表しているか。					